

建設副産物適正処理推進要綱改定の概要

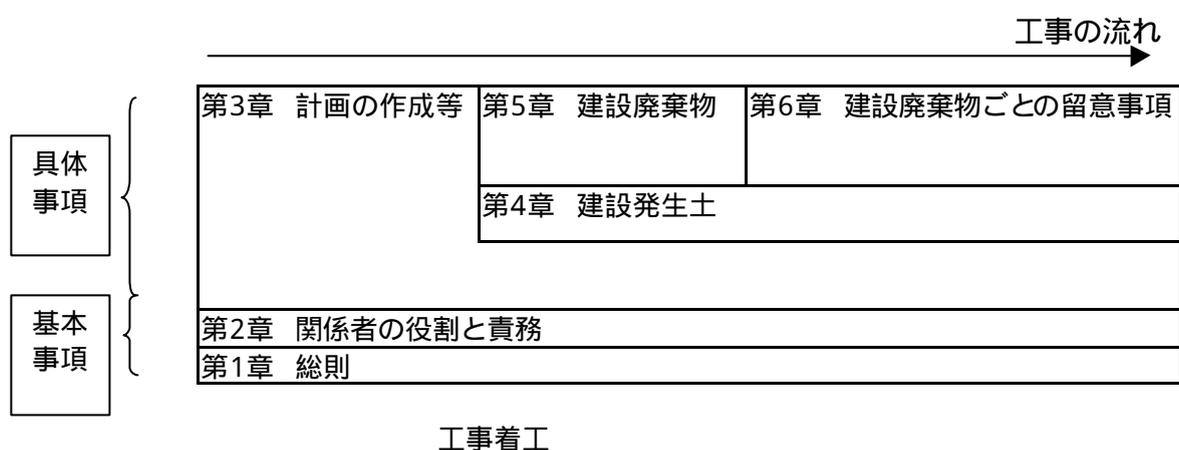
1. 全般的事項

現要綱策定以降に新たに制定・改正された法令（循環型社会形成推進基本法、建設リサイクル法、廃棄物処理法、資源有効利用促進法の改正等）等の内容を盛り込むとともに、構成や記述内容をより体系的に整理した。

2. 構成の変更

(1) 改定案の内容構成

改定案の構成の概念は下図の通り。



- 第1章 総則」 :本要綱の目的、語句の定義及び基本事項等
- 第2章 関係者の責務と役割」 :各主体毎の責務と役割
(現第1章から分離)
- 第3章 計画の作成等」 :計画から工事完了後までの事務の流れと必要な手続等
- 第4章 建設発生土」 :実際の工事(発生土に係る工事)の施工に関する事項
- 第5章 建設廃棄物」 :実際の工事の施工に関する事項
- 第6章 建設廃棄物ごとの留意事項」 :建設廃棄物の再資源化等、処理等に関する事項

(2) 第1章 総則」

- ・ 建設リサイクル法に関する規定の追加など内容の充実に伴い、第2「用語の定義」を大幅に追加した。
- ・ 第4「基本方針」において、循環型社会形成推進基本法に定められた資源の循環的な利用の概念を明記した。

(3) 第2章 関係者の責務と役割」

- ・ 建設リサイクルの推進にあたっては、関係者が適切な役割分担のもと連携しつつ取り組むことが重要であることから、現第1章「総則」の中の第5「関係者の基本的責務」を新第2章「関係者の責務と役割」として独立させ、内容を充実させた。
- ・ 各主体別の責務と役割については、建設リサイクル法及び建設リサイクル法基本方針を踏まえ記述した。
- ・ またこの新第2章に現行の第8「工事現場の管理体制」、第9「元請業者の社内管理体制」の関連部分を移行した。

(4) 第3章 計画の作成等」

- ・ 計画作成段階から工事後までの必要な事務及び手続について、建設リサイクル法で規定されている内容を踏まえ、実際の工事の流れに沿って整理した。
- ・ これに伴い、第10「事前調査」、第12「工事の発注及び契約」、第13「工事着手前に行うべき事項」の説を新たに設け、それぞれ現要綱の記述内容をとりまとめるとともに、新たに建設リサイクル法で定められた手続等について追加した。
- ・ 工事全体の事務の流れをわかりやすく解説するため、第9「工事全体の手順」の節を設け、全体を概括的に記述した。

(5) 第4章 建設発生土」、第5章 建設廃棄物」

- ・ 現第3章「建設発生土」(新第4章)、現第4章「建設廃棄物」(新第5章)は、現行とほぼ同じ実際の工事の施工に関する事項について、概ね工事の流れに沿って整理した。
- ・ 新第5章においては、第20「分別解体等の実施」、第24「再資源化等の実施」の節を設け、建設リサイクル法で定められた事項について解説した。

(6) 第6章 建設廃棄物ごとの留意事項」

- ・ 現第5章「建設廃棄物ごとの留意事項」(新第6章)は、建設リサイクル法の特定建設資材廃棄物の指定を踏まえ、コンクリート塊とアスファルト・コンクリート塊についての記述を分割したほか、近年注目を集めている廃プラスチック類についても新たに項目を設けた。また、各廃棄物における記述を追加した。

3. その他全般的事項

(1) 用語の整理

- ・ 類似した用語について再度概念を整理し、使い分けの徹底を図った。
(例) 排出と発生と搬出、再使用と再生利用と再利用等

(2) 対象建設工事とそれ以外の工事の書き分け

- ・ 第3章、第5章及び第6章については、各項目において、建設リサイクル法の対象建設工事と対象建設工事以外の工事に書き分け、対象建設工事においては義務規定を明記し、対象建設工事以外においても努力規定として記述した。
- ・ また第5章第24.「再資源化等の実施」については、対象建設工事の特定建設資材廃棄物について義務規定を明記し、それ以外の廃棄物については努力規定として記述した。

(3) 主体(主語)の書き分け

主体の明確化

- ・ 現行で主語のない場合は、文章の主体(主語)を明確にした。現行で主体が異なる内容が1文の場合は、文章を分割して別の文とした。

元請業者の責任の明確化

- ・ 元請業者の排出者責任を明確にすることを促進するため、排出事業者として行う事項である「再資源化等」及び「処理」に関する事項は、元請業者が行うものとした。(下請業者が排出事業者になる場合については、解説で説明する。)
- ・ 下請業者は、「発生抑制」、「分別解体等」及び「再資源化されたものの利用」については、自ら積極的に取組むが、再資源化及び処理については、元請業者の指示及び指導等に従うものとした。

自主施工者

- ・ 「自主施工者」については、建設リサイクル法を踏まえ、対象建設工事における「分別解体等」は義務規定として記述し、対象建設工事以外の工事では努力規定とした。自主施工者が排出する廃棄物は廃棄物処理法上一般廃棄物となり市区町村長に処理責任が生じることから、「再資源化等」及び「適正処理」に関することについては記述していない。
- ・ ただし建設工事全般における「発生抑制」「再使用」「再資源化されたものの利用」等の概念については、元請業者と同様の努力規定として記述した。

(4) 法令による規定項目の明記

- ・ 建設リサイクル法、建設リサイクル施行規則、分別解体等省令及び解体工事業者登録省令で規定されている事項をなるべく具体的に引用して記述した。